

●香川県警察本部告示第5号

香川県警察庁舎管理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月17日

香川県警察本部長 小林 雅彦

香川県警察庁舎管理規程等の一部を改正する規程

(香川県警察庁舎管理規程の一部改正)

第1条 香川県警察庁舎管理規程(平成12年香川県警察本部告示第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(庁舎管理責任者等)</p> <p>第4条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">庁舎の区分</th> <th style="width: 50%;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部地域課鉄道警察隊庁舎(高松駅派遣所を含む。)</u></td> <td><u>香川県警察本部地域課長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	略		<u>香川県警察本部地域課鉄道警察隊庁舎(高松駅派遣所を含む。)</u>	<u>香川県警察本部地域課長</u>	略		<p>(庁舎管理責任者等)</p> <p>第4条 庁舎の管理に関する事務を行わせるため、庁舎管理責任者を置き、次の表の左欄に掲げる庁舎に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">庁舎の区分</th> <th style="width: 50%;">庁舎管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部通信指令課鉄道警察隊庁舎(高松駅派遣所を含む。)</u></td> <td><u>香川県警察本部通信指令課長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	庁舎の区分	庁舎管理責任者	略		<u>香川県警察本部通信指令課鉄道警察隊庁舎(高松駅派遣所を含む。)</u>	<u>香川県警察本部通信指令課長</u>	略	
庁舎の区分	庁舎管理責任者																
略																	
<u>香川県警察本部地域課鉄道警察隊庁舎(高松駅派遣所を含む。)</u>	<u>香川県警察本部地域課長</u>																
略																	
庁舎の区分	庁舎管理責任者																
略																	
<u>香川県警察本部通信指令課鉄道警察隊庁舎(高松駅派遣所を含む。)</u>	<u>香川県警察本部通信指令課長</u>																
略																	

(香川県警察公舎等管理規程の一部改正)

第2条 香川県警察公舎等管理規程(平成12年香川県警察本部告示第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 公舎 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)、香川県警察本部の部長、首席監察官、サイバー・情報管理局长、<u>人身安全統括監</u>、統括参事官、参事官又は課長若しくはこれと同等の職にある者、警察署長その他警察本部長が指定する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものに係る公舎等</p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公舎等を次のとおり区分する。</p> <p>(1) 公舎 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)、香川県警察本部の部長、首席監察官、<u>地域監</u>、サイバー・情報管理局长、統括参事官、参事官又は課長若しくはこれと同等の職にある者、警察署長その他警察本部長が指定する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものに係る公舎等</p>

(2) 略	(2) 略
-------	-------

(香川県警察公印規程の一部改正)

第3条 香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の種別及び形式等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 警察本部長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の公印のほか、香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の部、部長、サイバー・情報管理局长及び人身安全統括監並びに所属（警察本部の課、隊若しくは所若しくは香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）及び所属の長の公印を作成することができる。ただし、警察署長印、警察署印、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印及び香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊印については、この限りでない。</p> <p>(公印の保管)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2条第4項本文の規定により作成した公印のうち、警察本部の部及び部長の公印は部内の庶務に関する事務をつかさどる課において、サイバー・情報管理局长の公印は香川県警察本部警務部サイバー・情報管理局サイバー対策課において、<u>人身安全統括監の公印は香川県警察本部生活安全部</u><u>人身安全・少年課</u>において、その他の公印はそれぞれの公印に係る課、隊若しくは所又は香川県警察学校において保管しなければならない。</p>	<p>(公印の種別及び形式等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 警察本部長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の公印のほか、香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の部、部長、<u>地域監及びサイバー・情報管理局长</u>並びに所属（警察本部の課、隊若しくは所若しくは香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）及び所属の長の公印を作成することができる。ただし、警察署長印、警察署印、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印及び香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊印については、この限りでない。</p> <p>(公印の保管)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2条第4項本文の規定により作成した公印のうち、警察本部の部及び部長の公印は部内の庶務に関する事務をつかさどる課において、<u>地域監の公印は香川県警察本部生活安全部地域課</u>において、サイバー・情報管理局长の公印は香川県警察本部警務部サイバー・情報管理局サイバー対策課において、その他の公印はそれぞれの公印に係る課、隊若しくは所又は香川県警察学校において保管しなければならない。</p>

(遺失物法実施規程の一部改正)

第4条 遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特異な物件に係る遺失届を受理した場合の取扱い)	(特異な物件に係る遺失届を受理した場合の取扱い)

第13条 警察署長は、遺失届を受けた場合において、その遺失に係る物件が爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあると認めるときは、当該物件に係る手配、地域住民への広報その他の必要な措置を講ずるものとする。

別表（第2条、第6条、第9条、第12条関係）

機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期
略		
<u>香川県警察本部生活安全部地域課機動警察隊</u> 及び香川県警察本部交通部交通機動隊 高松市西宝町1丁目9番10号	略	
<u>香川県警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊</u> 高松市浜ノ町8番33号	略	
<u>香川県警察本部生活安全部地域課鉄道警察隊高松駅派遣所</u> 高松市浜ノ町1番20号	略	
略		

備考 略

第13条 警察署長は、遺失届を受けた場合において、その遺失に係る物件が爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあると認めるときは、香川県警察本部生活安全部通信指令課通信指令室及び警察署通信室による手配、地域住民への広報その他の必要な措置を講ずるものとする。

別表（第2条、第6条、第9条、第12条関係）

機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期
略		
<u>香川県警察本部生活安全部通信指令課自動車警ら隊</u> 及び香川県警察本部交通部交通機動隊 高松市西宝町1丁目9番10号	略	
<u>香川県警察本部生活安全部通信指令課鉄道警察隊</u> 高松市浜ノ町8番33号	略	
<u>香川県警察本部生活安全部通信指令課鉄道警察隊高松駅派遣所</u> 高松市浜ノ町1番20号	略	
略		

備考 略

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。